

「 グループホーム 風の森 」

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

第1章 総 則

（目的）

第 1 条 この規程は、有限会社 風の森 が設置運営する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 風の森（以下「本事業所」という。）の運営及び利用について、必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第 2 条 本事業所は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な雰囲気環境のもとで、食事、入浴、排泄等日常生活の世話及び心身の機能訓練を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立し、安心と尊厳をもって生活できるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 3 条
- 1 本事業所において提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する省令・告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
 - 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について、わかりやすく説明する。
 - 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理と評価を行なう。

（事業所の名称、所在地）

第 4 条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 事業者 有限会社 風の森
- ② 名称 グループホーム 風の森
- ③ 所在地 長崎県南島原市西有家町長野762番地

第2章 従業者及び職務

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

<ユニットA>

- ① 管理者 1名（常勤で計画作成担当者及び介護従業者兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を行なう。
- ② 計画作成者 1名（常勤で管理者及び介護従業者兼務）
計画作成者は適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡調整を行なう。
- ③ 介護従業者 7名以上
介護従業者は共同生活介護に基づき、利用者に対し必要な介護を行なう。

<ユニットB>

- ① 管理者 1名（常勤で介護従業者兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を行なう。
- ② 計画作成者 1名（非常勤で計画作成者）
計画作成者は適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡調整を行なう。
- ③ 介護従業者 7名以上
介護従業者は共同生活介護に基づき、利用者に対し必要な介護を行なう。

(秘密保持)

- 第6条
- 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らし
てはならない。従業者ではなくなった場合も同様とし、従業者との雇用契約の
内容に含むものとする。
 - 2 管理者は、前項の定めを保持するために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 本事業所が研修等により個人情報を使用する場合は、事前に利用者又はその
家族から同意を得るものとする。

(研修会等)

- 第7条
- 1 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 経験に応じた研修 随時
 - 2 上記以外に毎月必要に応じてホーム研修を行なうものとする。

第3章 入退居に関する事項

(利用定員)

第8条 利用定員はユニットA 9名、ユニットB 9名とする。

(居室)

第9条 一つの居室の定員は1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(入居要件)

第10条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2又は要介護者であって認知症の状態にあることが医師の診断書あるいは情報提供書等で確認ができ、かつ、次の各号を満たす者であること。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷、他傷のおそれがないこと。
- ③ 常時、医療機関において治療をする必要がないこと。

(入居にあたっての留意事項)

第11条 1 入居にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- ① 利用者は、特段の事情がない限り、管理者・計画作成担当者及び介護従業者の指導による日課を施行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
 - ② 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
 - ③ 利用者は、健康に留意するものとする。
 - ④ 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は、自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - ② 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - ③ 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は、安全衛生を害すること。
 - ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
 - ⑤ 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は、物品を持ち出すこと。

第4章 サービス内容及び利用料等

（指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容）

第12条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練。
- ② 利用者の健康管理及び医療を必要と認めた場合の適切、迅速な措置。
- ③ 利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように配慮する。
- ④ 利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるように配慮する。
- ⑤ 生活が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- ⑥ 利用者又は、その家族に対してサービスの提供方法などについて、親切丁寧に理解しやすいように説明し同意を得る。
- ⑦ 利用者の自立の支援と日常生活の充実及び趣味又は、嗜好に応じた活動の支援を行なう。
- ⑧ 利用者の食事その他の家事などは、原則として利用者と介護従業者が共同で行なうように努める。

（身体拘束の禁止）

- 第13条
- ① サービスの提供にあつては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - ② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努め、これらのことを記録する。
 - ③ 身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを施設内で拘束委員会を設置し、書式を作成し、内容は必要性を検討し、利用者、家族への説明と同意を得ることとし、再度、必要性の見直しを図り、常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

（指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料）

- 第14条
- 1 利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項のほか

- ① 食材料費 1, 200円／1日

- | | |
|---|---------|
| ② 部屋代 | 400円／1日 |
| ③ 水道・光熱費 | 200円／1日 |
| ④ 理容美容代 | 実 費 |
| ⑤ おむつ代 | 実 費 |
| ⑥ 前項に掲げるものの他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものは別途実費徴収するものとする。 | |
- 3 前項の利用料額等については、別表1のとおりとする。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(費用の請求)

第15条 費用の請求は、毎月末日までの費用を計算し、翌月10日までに請求明細により請求するものとする。

第5章 その他の事項

(衛生管理)

- 第16条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときには、主治医又は、協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備え消火器、避難誘導灯、スプリンクラーを設置し、必要な訓練を行なう。別に定める消防計画に基づき防火管理者の指示に従う。

(虐待防止に関する事項)

- 第19条 本事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な措置

- 2 本事業所はサービス中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを南島原市に通報するものとする。

（その他の事項）

- 第 20 条 本事業所は良質なサービスの提供ができるよう適切な勤務体制を整備するとともに研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

附 則

- | | | | | | | |
|----|----------------------------|------|------|-----|---|---|
| 1 | この規程は平成 16 年 6 月 1 日から施行する | | | | | |
| 2 | 平成 | 17 年 | 9 月 | 1 日 | 改 | 定 |
| 3 | 平成 | 18 年 | 4 月 | 1 日 | 改 | 定 |
| 4 | 平成 | 22 年 | 7 月 | 5 日 | 改 | 定 |
| 5 | 平成 | 24 年 | 4 月 | 1 日 | 改 | 定 |
| 6 | 平成 | 27 年 | 4 月 | 1 日 | 改 | 定 |
| 7 | 平成 | 27 年 | 8 月 | 1 日 | 改 | 定 |
| 8 | 平成 | 30 年 | 8 月 | 1 日 | 改 | 定 |
| 9 | 令和 | 5 年 | 10 月 | 1 日 | 改 | 定 |
| 10 | 令和 | 5 年 | 12 月 | 1 日 | 改 | 定 |
| 11 | 令和 | 7 年 | 6 月 | 1 日 | 改 | 定 |